

現行の基本構想

1. 「防災都市づくり」建築物の不燃化と耐震化を進めるとともに、避難道路、避難場所や延焼遮断帯などの施設を整備する防災生活圏の形成を図るなど、都市の防災機能を高めます。また、河川流域等での水害を防止するために、河川改修や下水道の整備を促進し、事業者の協力のもとに、総合的な治水対策を推進します。

2. 「地域ぐるみの防災体制づくり」自分たちのまちは自分たちで守るという視点に立ち、区民・企業・行政の参加による地域の自主防災活動の強化を図るとともに、地域の防災施設・設備の整備を進めます。また、危険箇所等の点検等を区民・企業等と一体となって取り組み、地域の安全性を高めます。

3 - 2 「災害に強い安全なまちづくり」都市基盤施設や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。また、安全なまちづくりについての区民の自主的な取組を支援し、災害に強い地域社会づくりを進めます。

将来のあるべき姿

1. 『自分たちのまちは自分たちで守る』という区民意識が醸成され、都市型コミュニティの中での自主的な交流連帯と、区と区民の協働により、一人ひとりの命を大切にす、災害に強く、犯罪のないまちとなっている。

2. それぞれの地域が特性を活かしながら連帯して、子どもが元気に育てられるなど、だれもが安全で安心して暮らせる生活環境ができています。

3. 地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報の共有化・情報伝達の整備、様々な主体の連携により、都内随一の「安全安心を誇れるまち新宿」となっている。

現行の基本計画

(1) 「都市防災機能の向上」様々な手法を用い、老朽木造住宅の建て替えや道路、公園等の整備を進め、都市の防災機能を高めていきます。

(2) 「総合的な治水対策の推進」水害防止に関する様々な情報を提供し、区民の防災意識を高めていきます。

(3) 「安全・安心なまちづくりの推進」建築物の受検率の向上を図り、また、建築に関する相談体制の強化、充実を図ります。

(1) 「地域の防災体制の強化」高齢者や障害をもつ人など「災害時要援護者」や外国人等の安全確保対策の充実を図ります。

(2) 「救援・救護体制の整備」不足している資機材の整備を進めるなど、救援機能の強化を図ります。

(3) 「災害活動体制の整備」災害時に迅速で的確な対応をとるために災害活動体制の整備を図ります。

取り組みの方向性

(1) 区と区民の協働でだれにでもわかりやすい防災体制をつくる
(5項目の提言)

(2) 子どもを含む社会的弱者を守り、地域のつながりを基礎に防犯体制をつくる
(10項目の提言)

(3) 地域安全について行政はきめ細かい情報伝達のしくみをつくる
(8項目の提言)

現行の実施計画

80都市防災機能の向上
81百人町三・四丁目地区の整備促進

82百人町三・四丁目地区の道路・公園整備

83水位警報装置の改良
[重点][新規]
・総合治水対策の促進(一般事業)
・水防対策の推進(一般事業)

84歌舞伎町対策の推進
[重点][新規]

85安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
[重点]

86安全・安心な建築物づくり
・既存建築物の防災対策指導(一般事業)
・民有灯及び商店街灯の維持助成(一般事業)

87多目的環境防災広場の確保

88防災ボランティアの育成

89避難所の震災対策
[重点][新規]
・防災区民組織の育成(一般事業)

90災害対策用各種水利の確保及び充実
91避難所機能の充実
[重点]

・災害用備品の充実(一般事業)

92職員防災住宅の整備
[新規]
・職員応急体制の整備(一般事業)

第6分科会提言の譲れない具体的な項目

区は災害時の区と区民の役割分担を明確化し、「個人情報保護法」の適切な運用のもとに地域別防災マニュアルを作成し、住民に周知徹底を図る。

区民は「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を醸成し、お互いの顔の見えるネットワークを構築していく。

区は子ども・高齢者・障害のある方などの住みよい生活環境をつくり、特に子どもが犯罪被害にあわないよう、区と区民が協働で地域での見守り活動を推進する。

区は縦割りではなく横割り組織として「地域安全課」を新設し、各地区担当を設置し、情報の共有化の充実を図る。

区と区民は協働で一般の区民やNPOが参加できるように既存の自治組織(町会・自治会)を見直し活性化して、情報の共有化を図り地域の連帯を強める。